

役員報酬規程

社会福祉法人 啓仁会

社会福祉法人啓仁会 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 啓仁会 （以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、別表1により報酬を支給する。
- （2）非常勤役員等については、別表2により報酬及び費用弁償分を支払うことができる。

（常勤役員等の報酬額）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額を支給する。

- （1）常勤役員等が職務のため出張をしたときは、啓仁会旅費規程別表の施設長欄を適用し、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（非常勤役員等の報酬額）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表2に定める額を支給する。
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、啓仁会旅費規程別表の施設長欄を適用し、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、啓仁会給与規則第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつ

たときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	費用弁償額
理事長	月額 500,000円	

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員（1人1日当たり）

区 分	日 額	費用弁償額
評議員会への出席	20,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円	

（2）理事（1人1日当たり）

区 分	日 額	費用弁償額
理事会等への出席	20,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円	

（3）監事（1人1日当たり）

区 分	日 額	費用弁償額
監事監査等への出席	20,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円	

（4）評議員選任・解任委員（1人1日当たり）

区 分	日 額	費用弁償額
評議員選任・解任委員会への出席	20,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円	

（5）苦情解決第三者委員（1人1日当たり）

区 分	日 額	費用弁償額
苦情解決第三者委員に係る報告会への出席	20,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円	